

川口市浮間ゴルフ場利用約款

(約款の遵守)

第1条 川口市浮間ゴルフ場（以下「当ゴルフ場」といいます。）をご利用のお客様は、この約款に従ってご利用いただきます。

(約款の確認と署名)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、この約款を確認したうえで所定の名簿又は用紙に所要事項を記入し署名してください。この署名により公益財団法人川口市公園緑地公社（以下「公社」という。）は、署名者の施設の利用をお引き受けします。

(利用申込方法)

第3条 当ゴルフ場の利用の申込みは、原則として別に定める要領により、行っていただきます。

2 予約代行業者を通じての申込みは、お断りします。

3 原則として、お申込みをいただいたスタート時間の変更は、お断りします。

(予約の取消し)

第4条 ご予約を取り消される場合は、必ずプレーする日の4日前までに当ゴルフ場の管理事務所に連絡してください。

2 プレーする日の4日前以後に取り消された場合は、今後のご利用をお断りする場合があります。

(休場日及び開場時間)

第5条 当ゴルフ場の休場日及び開場時間は、公社の定めるところによります。ただし、臨時に変更することがあります。

(利用料のお支払)

第6条 利用料は、公社の定めるところによりお支払いいただきます。

(利用料の不還付)

第7条 お支払いいただいた利用料は還付いたしません。ただし、公社が別に定める場合においては、その全部又は一部を還付します。

(施設利用の拒絶)

第8条 公社は、次の場合にはご利用をお断りします。

(1) 満員でスタート時間に余裕が無いとき。

(2) ご予約（申込み）をされる方又はご利用される方が暴力団又はその関係者であるとき。

(3) ご利用される方が暴力的な行為その他公の秩序又は善良な風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

(4) 予約代行業者を通じてご予約されたとき。

(5) ご利用される方がこの約款に違反されたことがあるとき。

(6) ご利用される方が他の利用者に迷惑をかけ又は不快感を与える恐れがあると認められるとき。

(7) 天災、悪天候その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。

(8) 当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(施設利用継続の拒絶)

第9条 社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、プレーの途中でであっても利用の継続をお断りします。この通告を受けた方は、直ちにプレーを中止し、速やかにゴルフ場から退去していただきます。この場合の料金の取扱いは、別に定めるところによります。

(1) 施設の利用開始後に、前条各号（第1号及び第7号を除きます。）の規定に該当することが判明したとき。

(2) 天災、悪天候その他やむを得ない事情により施設の利用ができなくなったとき。

(3) この約款のいずれかの条項に違反し、好ましくない行為があったと認められるとき。

(掲示等による注意事項等の遵守)

第10条 当ゴルフ場をご利用される方は、場内の掲示又は口頭による注意事項等を遵守していただきます。

(施設内への持込み)

第11条 当ゴルフ場内へ、次に掲げる物を持ち込むことはお断りします。

(1) 動物等のペット類

(2) 鉄砲刀剣類

(3) 悪臭を放つ物

(4) 発火又は爆発の恐れのある物

(5) 騒音を発する物

(6) 他人に迷惑若しくは危険を及ぼし又は不快感を与える恐れのある物

(エチケット及びマナーの遵守)

第12条 当ゴルフ場内では、他人に迷惑をかけたり不快感を与えないよう、エチケット及びマナーを遵守していただきます。

(禁止行為)

第13条 当ゴルフ場内においては、次に掲げる行為をすることはお断りします。

(1) 賭博その他風紀を乱す行為

(2) 物品販売、広告宣伝等の行為（別に許可する場合を除く。）

(3) ご利用される方以外の方のコース内への立入り（別に許可する場合を除く。）

(4) 他人に迷惑若しくは危険を及ぼし又は不快感を与える行為

(5) 施設の器具又は備品等を持ち出す行為

(6) 刺青をされている方のご入浴

(7) 飲食物の持込みによるご利用

(8) コース内での練習ストローク

(9) 写真若しくはビデオ撮影又は録音等の記録（別に許可する場合を除く。）

(携帯品又はロッカー内の収納品の取扱い)

第14条 携帯品又はロッカー内の収納品の紛失につきましては、公社は責任を負いません。また、ロッカーの鍵は、公社はお預かりいたしません。

(車両の取扱い)

第15条 当ゴルフ場内における車両の運転中の事故又は駐車中のあて逃げ若しくは盗難等の事故一切について、公社は責任を負いません。

(宅配便の取扱い)

第16条 宅配便荷物の損傷又は内容物の過不足等につきましては、公社は責任を負いません。

(火気使用の禁止)

第17条 当ゴルフ場内での火気使用又は所定の場所以外での喫煙は、お断りします。

(プレーにおける危険防止)

第18条 ゴルフ場は時により危険を伴うことがありますので、公益財団法人日本ゴルフ協会が定めるゴルフ規則に記載されたエチケット及び次の事項に留意され、利用者ご自身の責任でプレーしていただきます。

(1) ティー・グラウンドには打者以外の方は入らないでください。

(2) 素振りをするときには、周囲に十分ご注意のうえ行ってください。

(3) 同伴者の方は、打者の前には絶対に出ないでください。

(4) ご自身の飛距離、飛行方向を適切に判断して、先行組や隣接ホールに打ち込まないよう慎重に打球してください。万一、隣接ホールに打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように速やかにボールを拾いあげ所定の場所から打球するとともに、同伴者の方にも十分気をつけて危険のないことを確認してから打球してください。

(5) 後続組に対して打球させるときは、後続組が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

(6) ホールアウト後は、速やかにグリーンから降り、後続組及び周囲の打球に対して安全な場所を通過して次のホールに進んでください。

(雷が発生した場合の避難)

第19条 雷が発生し危険を感知した場合は、公社からの中断の指示の有無にかかわらず、直ちにプレーを中断し、速やかに安全と思われる場所に避難していただきます。

(人身事故等の連絡)

第20条 万一、人身事故等がおきた場合は、直ちにプレーを中止し、当ゴルフ場の管理事務所に連絡していただきます。

(用具の確認)

第21条 プレーを終了又は中止した場合は、ご自身でクラブ等の用具を点検し、間違いが無いか確認してください。

2 用具の不足、損傷及びその他の瑕疵につきましては、公社は責任を負いません。

(違反の場合の責任)

第22条 当ゴルフ場の施設をご利用される方がこの約款に違反して、第三者に傷害等の事故を発生させた場合又は自己が傷害等の被害を受けた場合は、公社は一切の損害賠償等の責任を負いません。

(施設等に損害を与えた場合の責任)

第23条 当ゴルフ場の施設をご利用される方が、故意又は過失により当ゴルフ場の職員、車両若しくは施設等又は第三者若しくは第三者の車両若しくは施設等に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

(その他)

第24条 この約款に定めるもの以外の当ゴルフ場の利用に関することについては、公社の指示に従ってください。

附 則

この約款は、平成13年4月1日から施行いたします。

附 則 (平成24年3月26日理事長決裁)

この約款は、公益財団法人川口市公園緑地公社の設立の登記の日から施行いたします。